

令和元年度人権 e ラーニングの実施結果について

- 1 受講期間： 2020年1月20日（月）～3月13日（金）（正午まで）
- 2 対象者：（1）原則として、情報系端末（職員情報ポータル利用端末）の生体登録を行っている全職員（消防局の職員、保育士、市民病院の事務職員、臨時職員等を含む）3,193人
（2）開講期間中に任用される職員（臨時職員等を含む）

※市民病院の医師・看護師・専門スタッフ等、職員情報ポータル利用端末を利用しない職場の従事者は対象ではありません

- 3 研修受講結果：

対象者（人） ※	進捗状況（人）			受講終了率（%）
	修了	学習中	未着手	
3,193	3,132	3	58	98.1

※ 対象者 3,193 人は、全対象者（3,251 人）から、受講対象外（病休・休職等のため 29 人）と集計対象外（理事者・部長等 29 人）を除いた数

（参考）平成 30 年度

対象者（人）	進捗状況（人）			受講終了率（%）
	修了	学習中	未着手	
3,144	3,106	2	36	98.8

- 4 効果・反省等

アンケートから、人権について、「深まった」・「まあまあ深まった」の回答が9割以上あり、「人権について改めて認識する機会になった」「わかりやすく理解することができた」等の感想が寄せられ、職員の意識啓発として一定の効果が得られたと考えています。

今後取り上げてほしい人権課題として、子ども、インターネット上における人権侵害、男女平等などが挙げられていたので、来年度以降の課題としたい。

- 5 e ラーニングコンテンツ 別紙のとおり

以 上

0. もくじ

1. はじめに

2. 身近な人権課題から

- (1) インターネットと人権
- (2) 外国につながるのある市民の人権
- (3) 多様な性と人権
- (4) 犯罪被害者の人権
- (5) 障がいのある人の人権
- (6) 男女共同参画と人権

3. 人権とは？

- (1) 改めて、「人権」とは？
- (2) 人権に配慮した表現等

4. さいごに



1. はじめに

(1/3)

このeラーニング研修は、**職員一人ひとりの人権に対する意識を深めていただくため**に作成したものです。

社会には、多くの人権課題が存在します。さまざまな困難を抱え、社会生活にうまく馴染めない人や、社会的な支援制度のはざまにあるなど、生きづらさを抱えている人もいます。



こうした人権課題や困難を抱えている人々に、人権尊重の視点できめ細かく対応していくためには、**職員一人ひとりが状況や課題の把握に努める必要があります。**

1.はじめに

2020年にはオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されます。藤沢市もセーリング競技が江の島で開催されたり、ポルトガル共和国のホストタウンに登録されるなど、より身近なものとなっています。**オリンピック憲章にはいかなる種類の差別も許されないという人権尊重の理念がうたわれています。**
お互いが尊重し、支えあう共生社会の実現を目指しましょう。



「オリンピック憲章」より

このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

国際オリンピック委員会「オリンピック憲章」（日本オリンピック委員会・2019年版・英和对訳）オリンピズムの根本原則 第6項

1. はじめに

テレビや新聞では、毎日のようにパワハラやセクハラ、ヘイトスピーチ、セクシュアル・マイノリティなど、人権課題に結びつく、様々なニュースが報道されています。

様々な人権課題や事例を通して、「人権」に関する理解を深め、人権問題について一緒に考えていきましょう。



早速、eラーニングを始めましょう！

2. 身近な人権課題から

(1) インターネットと人権

(1/5)

日本のインターネット利用率（個人）は平成30年度は79.8%となっています。インターネットは様々な人と交流できたり、簡単に情報収集ができていたりするなど便利な一方、危険と隣合わせであることも忘れてはいけません。

インターネット上においては、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、SNSを利用したネットいじめなど様々な人権問題が起きています。

SNSにアップし
たよ~!



2. 身近な人権課題から

(1) インターネットと人権

(2/5)

こんなことしていませんか？

- ❑ 悪口や差別的な書き込みはしていませんか？
- ❑ 暴力的な言葉を書き込んでいませんか？
- ❑ 安易に自分の写真や情報を載せていませんか？
- ❑ 知り合いの住所や連絡先を無断で書き込んでいませんか？
- ❑ SNSで知り合った人と1人で会おうとしていませんか？

➡ **その行為危険です！**



2. 身近な人権課題から

(1) インターネットと人権

(3/5)

使い方を間違えると大変なことに！

- ◆ SNSを使用したネットいじめに発展
- ◆ 個人情報の無断掲載によるプライバシーの侵害
- ◆ 他人の著作物の無断掲載による著作権侵害
- ◆ コミュニティサイトの利用による性犯罪



➡ 重大な人権侵害や犯罪になることもあるため

私たち一人ひとりの人権意識が大切です

2. 身近な人権課題から

(1) インターネットと人権

(4/5)

ネット被害から自分を守るために！

正しい知識を身につけ、自分で自分の身を守ろう！

使い方についての知識やモラルがネット上に一度掲載した情報については、完全に削除することが難しいため、十分注意しましょう。

- ☑ **安易に自分の写真や個人情報を載せない！**
- ☑ **心当たりのないメールへの返信はしない！**
- ☑ **むやみに実名で登録しない！**
- ☑ **“無料”だからといって安易に登録しない！**



2. 身近な人権課題から

(1) インターネットと人権

(5/5)

ネットで相手を傷つけないために！

ネット上の書き込み、情報発信には責任が伴う！

ネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮をもってインターネットを利用しましょう。

- ☑ 使用する言葉に注意。暴力的な言葉は絶対NG！
- ☑ 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない！
- ☑ 知り合いのアドレスや住所など個人情報を無断で載せない！
- ☑ 人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない！
- ☑ 他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない！



2. 身近な人権課題から

(2) 外国につながるのある市民の人権

(1/5)

本市には、2019年12月現在、約6,600人の外国籍市民が住んでいます。また、歴史的経緯により朝鮮半島から日本に移り住んだ人々の子孫である在日韓国・朝鮮人の人々や、文化的・民族的背景など、何らかの形で外国につながるのある市民もいます。

外国につながるのある市民には、言葉をはじめ、労働、教育等、生活していくうえで、多くの課題が存在します。偏見や差別をなくし、外国につながるのある市民の人権を尊重することが大切です。



2. 身近な人権課題から

(2) 外国につながるのある市民の人権

(2/5)

ヘイトスピーチとは？

デモやインターネット上で、特定の民族や国籍であることのみを理由に一方向的に社会から追い出そうとしたり、一方向的に危害を加えようとする内容の言動のことです。

【ヘイトスピーチの例】

《脅迫的言動》

- ・○○人は殺せ
- ・○○人を海に投げ入れろ

《著しい侮辱》

- ・虫、動物、物などに例える
(隠語や略語、一部を伏せた場合なども含む)

《排除の扇動》

- ・○○人はこの町から出て行け
- ・○○人は祖国へ帰れ

※ デモ等における発言だけでなく、プラカードの文字、インターネット上の書き込みなども含むと解されます。



2. 身近な人権課題から

(3/5)

(2) 外国につながるのある市民の人権

「ヘイトスピーチ解消法」とは？

2016年（平成28年）6月3日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が施行され、今年で3年が経過しました。

「ヘイトスピーチ解消法」では、不当な差別的言動は許されないことを宣言しています。

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。
こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、
差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。
違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が
本年6月3日（金）から施行されました。

詳しくは
http://www.moj.go.jp/INKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

2. 身近な人権課題から

(2) 外国につながるのある市民の人権

(4/5)

「ヘイトスピーチ」への対応は？

【ヘイトスピーチへの対応】

- 1 市内でヘイトスピーチが行われるおそれがあること、あるいは実際に行われたこと等を把握した場合には、人権男女共同平和課へご連絡ください。
また、職員が市内でヘイトスピーチの現場に遭遇した場合には、可能であれば写真や動画等により状況を記録し、提供していただきますよう、お願いいたします。
- 2 市が管理する施設等の使用許可にあたって、ヘイトスピーチが行われるおそれがあることを把握した場合には、法の理念及び施設の使用許可の基準を踏まえ、ヘイトスピーチを行うことのないよう、申請者に対して確認をお願いします。
その際、人権男女共同平和課も連携して対応いたしますので、ご連絡ください。

2. 身近な人権課題から

(2) 外国につながるのある市民の人権

(5/5)

私たちがすべきこと

特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を助長し、または誘発するものであり、決して許されるものではありません！

市民の誰もが快適に暮らすためには、国籍や民族を超えて、互いの文化を認めあうことが大切です。



2. 身近な人権課題から

(3) 多様な性と人権

(1/5)

「多様な性」のあり方について関心が高まっています。
あなたはLGBTについて理解していますか？

最近よく聞く「LGBT」（エル・ジー・ビー・ティー）とは？

からだの性と性自認が異なる人、恋愛対象が同性（あるいは両性）の人などを**セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）**と呼ぶことがあります。

セクシュアル・マイノリティのカテゴリーを表す言葉のひとつとして、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を組み合わせた「LGBT」があります。



2. 身近な人権課題から

(3) 多様な性と人権

(2/5)

性的指向 (Sexual Orientation)のマイノリティ

Lesbian

(レズビアン)

女性の同性愛者

心の性が女性で
恋愛対象も女性



Gay

(ゲイ)

男性の同性愛者

心の性が男性で
恋愛対象も男性



Bisexual

(バイセクシュアル)

両性愛者

恋愛対象が女性
にも男性にも向い
ている人



性自認 (Gender Identity)の
マイノリティ

Transgender

(トランスジェンダー)

「身体の性」と「心の
性」が一致しないため、
「身体の性」に違和感
を持つ人



「LGBT」といっても、すべてのセクシュアル・マイノリティが4つに分類されているわけではなく、LGBT以外にも、アセクシュアル（無性愛者＝恋愛感情や性愛の感情を抱かない人）や、Xジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）など、**多様なセクシュアリティ（性）が存在します。**

2. こんなときどうする？

(3) 多様な性と人権

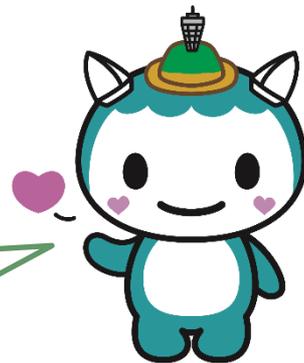
(3/5)

「SOGI」(ソジ/ソギ)という言葉の意味は？

「SOGI」(Sexual Orientation and Gender Identity) は、「性的指向(恋愛対象)と性自認(個人が自認する性別)」という意味で、**誰しも様々な性的指向と性自認をもっている**と捉え、多様な性のあり方に関わる表現です。

こう考えてみてはいかがでしょうか。

SO (性的指向) は「誰と生きるか」 **GI** (性自認) は「どう生きるか」



2. 身近な人権課題から

(3) 多様な性と人権

(4/5)

もしも友人からカミングアウトされたら？

話を受け止め、第三者に勝手に話すことはやめましょう。

性の多様性に対する社会の理解が不十分であることにより、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人々は、様々な困難を抱えています。

あなたの周りにも、悩んでいる人がいるかもしれません。相談を受けた場合は、あなたを信頼して相談したのだと受け止め、話を聞いてあげてください。また、**相手の了解がないのに、第三者に話すこと（アウティング）は絶対にやめましょう。**



赤・橙・黄・緑・青・紫の**6色**のレインボーフラッグはセクシュアル・マイノリティの尊厳と社会運動のシンボルとして使われています。

2. 身近な人権課題から

(3) 多様な性と人権

(5/5)

自分のまわりにセクシュアル・マイノリティの人がいるかもしれないと思って行動しましょう。

- ・ セクシュアル・マイノリティを笑いのネタにしない。
- ・ 「オカマ」「ホモ」などの差別的な言葉を使わない。使っている人が身近にいたら注意する。
- ・ 「いつ結婚するの?」、「子どもはいるの?」など、結婚や子育てを前提としない。

セクシュアリティ（性）は多様なグラデーションであり、個人の尊厳に関わる大切な問題です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくりましょう。



2. 身近な人権課題から

(4) 犯罪被害者の人権

犯罪の被害は、いつ誰に起こるかわかりません。犯罪被害者やその家族は、ある日突然、大きな悲しみや多くの困難に直面することになります。

また、犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷、窓口で対応した職員の配慮を欠く言葉により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの、二次的な被害を受けることがあります。

(1/4)

知って

苦しんでいる犯罪被害者がいることを

こころやからだの不調	生活上のもんだい	まわりのひとからの心無いひとこと	金銭的なもんだい	裁判にともなうさまざまな負担
------------	----------	------------------	----------	----------------

かながわには犯罪被害者を支える仕組みがあることを

犯罪にあわれた方や
そのご家族からのご相談をお受けします

**かながわ犯罪被害者
サポートステーション**

☎045-311-4727

月～土曜 9時～17時(祝日・年末年始を除く)

かながわ サポートステーション 検索



性犯罪や性暴力にあわれた方からの
ご相談をお受けします

**かながわ性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター**

かならいん

☎045-322-7379

24時間
365日

かならいん 検索



ください。

このポスターに関するお問い合わせ先 ▶ 神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通連携推進事務局
電話045-312-1121(内線3431)

お住まいの市町村にも窓口があります



2. 身近な人権課題から

(4) 犯罪被害者の人権

(2/4)

犯罪・性犯罪の被害者との向き合い方は？

感情を否定せずに、ゆっくり話を聞き、秘密は守りましょう。



犯罪被害者やその家族は、犯罪によって命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、財産等を奪われるといった深刻な被害に直面し、どう対処したらよいかわからなくなります。

また、性犯罪・性暴力は、人間の尊厳を踏みにじる許しがたい行為であり、被害にあった方も周囲の方も、様々な心身の不調に苦しみます。

被害者の人権が擁護され、適切な支援が受けられるよう、性犯罪などの暴力を容認しない社会づくりを進めるとともに、犯罪・性犯罪被害者の精神的な被害への理解を深めることが重要です。

2. 身近な人権課題から

(4) 犯罪被害者の人権

二次被害を起こさないために...

(3/4)



- 被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。

NG! 「あなたは強いから大丈夫ですよ。」…などと言う。

→たとえば… 「本当にお気の毒なことです。」

- 安易な約束や励まし、なぐさめをしない。

NG! 「気を強く持って、前向きに生きましょう。」「辛いことは早く忘れましょう。」

→たとえば… 「悲しんでいいのですよ。」「無理をする必要はありませんよ。」

- 自分の価値観や倫理観を押し付けない。

NG! 「起きてしまったことは後悔しても仕方ありません。」

→たとえば… 「とてもお辛いことでしょう。」

- 被害の状況を人と比べたり、自責の念を助長させない。

NG! 「命が助かっただけでも良かったと思わなければいけないね。」

→たとえば… 「ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。」

- 無責任なうわさ話はしない。



2. 身近な人権課題から

(4) 犯罪被害者の人権

(4/4)

被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止め、決めつけたりせず、自然に接するようにしましょう。



前ページの例は、あくまでも一例です。言葉が見つからない時は、目の前にいる人の存在を受けとめ、話に静かに耳を傾けましょう。



気持ちを無視した叱咤・
激励は、かえってつらく
なることもあります。

2. 身近な人権課題から

(5) 障がいのある人の人権 (1/5)

障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病に起因する障がいその他の心身の機能に障がいがあり、障がいや社会の中のバリア（障壁）によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

また、障がいには様々なものがあり、それぞれの障がいの特性を知ることによって障がいに応じた適切な配慮や支援ができるようになります。



令和元年度の障がい者白書によると、日本には、身体に障がいのある人約436万人、知的障がいがある人約108万2千人、精神障がいがある人約419万3千人が暮らしています。



2. 身近な人権課題から

(5) 障がいのある人の人権 (2/5)

平成28年4月1日「障がい者差別解消法」が施行されました。

・ 不当な差別的取扱いの禁止

(不当な差別的取扱いの例)

- ・ 障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供や店舗への入店を拒否する
- ・ 求人募集時に障がいがあることを理由に応募させない

・ 合理的配慮の提供

- (例)
- ・ 車いすの高さに合わせて机の高さを調整する
 - ・ 目の不自由な人のために音声ガイドや点字付きのメニューを用意する
 - ・ 知的障がいのある人のためにわかりやすい図などを用いて説明する

障がい者差別解消法

障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指し、「障がい者差別解消法」が施行されました。

不当な差別的取扱い禁止

不当な差別的取扱いの例

- 障がいがあることを理由にサービスの提供を断る。
- 手助けをすれば安全上問題がないのに、けがをしたら大変だという理由でイベントの参加を断る。
- 車いすを使用している事を理由に入店を断る。

合理的配慮義務

(民間事業者は努力義務)

合理的配慮の例

- 車いすを使用する人をサポートする。
- 聴覚障がいの人に筆談による対応を行う。
- 視覚障がいの人に対し、書面を速写、内容の読み上げをする。

藤沢市障がい福祉課
〒251-8601 藤沢市船日町1番地の1
電 話 0466-50-3528
FAX 0466-25-7822

藤沢市

障がいのある人や高齢の人、乳幼児連れの人など多くの人が安心して外出できるよう市内の駅や公共施設、商業施設、観光施設等のバリアフリーに関する情報をまとめたものです。

このコードは、視覚障がいの人のために、文書を音声で読み上げるSPコードです。

2. 身近な人権課題から

(3/5)

(5) 障がいのある人の人権

障がいのある人にはさまざまなバリア（障壁）があります

- ◆ 階段や歩道の段差などの「物理的なバリア」
- ◆ 障がいに対する配慮を欠いた社会のルールなどの「制度のバリア」
- ◆ 音声や点字、手話、字幕といった、必要な人に分かりやすい案内がないことなどの「情報のバリア」
- ◆ 差別や無関心など他人を受け入れない「心のバリア」



2. 身近な人権課題から

(5) 障がいのある人の人権 (4/5)

最も重要なのは「心のバリアフリー」です！

障がいのある人に対する差別や偏見、無関心は「心のバリア」です。
「かわいそうな人たち」「自分には関係ない」「あまり関わりたくない」



「何かお困りですか」「何かお手伝いしましょうか」など
自分自身のバリアを取り払い「心のバリアフリー」を実践しましょ！



2. 身近な人権課題から

(5) 障がいのある人の人権 (5/5)

誰もが住みやすい社会をつくるためには、一人一人が相手の立場に立って考え、行動することが大切です。

適切な障がい者支援の参考に「藤沢市職員サポートブック」もご活用ください。



藤沢市

職員サポートブック

適切な障がい者支援を目指して



藤沢市

2. 身近な人権課題から

(6) 男女共同参画と人権

(1/3)

男女の固定的性別役割分担に捉われていませんか？

なぜ、「男女共同参画」が必要なのでしょうか？

仕事・家事・育児・介護...

女性（男性）は
こうあるべき？

日本はジェンダー
ギャップ指数121位
（世界153か国中）

男は仕事、
女は家庭？

男女共同参画社会
基本法



2. 身近な人権課題から

(6) 男女共同参画と人権

(2/3)

固定的な役割分担意識や社会慣行を見直し、
性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、
あらゆる分野に対等に参画できる社会づくりが必要です。

男女共同参画は、決して「女性だけのもの」でも「女性を優遇するためのもの」でもありません。

男性にとっても、働き方や暮らし方を見直し、多様な生き方が選択できるようになるチャンスです。

性別にとらわれず自分らしい生き方ができるようになること、それが男女共同参画社会です！



2. 身近な人権課題から

(6) 男女共同参画と人権

藤沢市では、性別にかかわらず人権が尊重され、誰もがその個性と能力を最大限に発揮し、健康で豊かに暮らすことができる男女共同参画社会の実現をめざして「ふじさわ男女共同参画プラン2020」を策定しています。

3つの基本理念

- 人権を尊重した 男女共同参画社会を実現する
- 男女が互いに認め育て合う 共に生きる社会を実現する
- 誰もが健康で豊かに暮らせる 充実した社会環境を実現する

男女共同参画社会の実現に向けた施策への協力をお願いいたします。

(3/3)



3. 「人権」とは？

(1) 改めて、「人権」とは？

(1/3)

これまで、身近な事柄から人権課題を学習してきましたが、改めて、「人権」とはなんでしょうか？



3. 「人権」とは？

(1) 改めて、「人権」とは？

(2/3)

人権とは、すべての人が、生まれながらにもっている権利です

人は誰でも、自由で、平等であり、尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。

同じ社会に生きる者として、互いの人権を尊重し、多様性を認めあい、人を思いやる心をもって行動することが大切です。



3. 「人権」とは？

(1) 改めて、「人権」とは？ (3/3)

藤沢市人権施策推進指針

藤沢市では、人権施策の推進を目的とし、2007年（平成19年）2月、職員に向けたガイドラインとして、人権施策の基本理念、現状と課題、今後取り組むべき方向性を示した「藤沢市人権施策推進指針」を策定しました。（2016年3月改定）

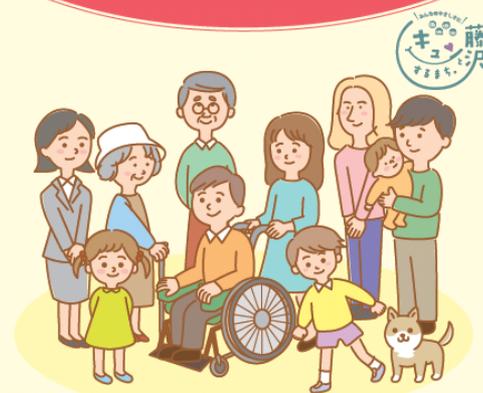
◎基本理念：

人権を大切にし、「人権文化」を育むまちづくり

一人ひとりが個人として尊重され、ともに生きるまちづくりの実現には、施策に取り組む職員一人ひとりの人権意識の向上が何よりも重要です！

藤沢市人権施策推進指針【改定版】

～一人ひとりの市民が尊重され、
ともに生きるまちづくりに向けて～



2016年(平成28年)3月
藤沢市



3. 「人権」とは？

(2) 人権に配慮した表現等

(1/4)

最後に、「人権に配慮した表現等」に関する留意事項について、チェックしておきましょう。

議会や審議会等、公の場での発言や情報発信時等においては、市民の方から誤解を招くような表現や、差別的な言葉については、使用しないよう、ご注意ください。

また、本来差別的な意味を持たないとされる表現であっても、受け手側が差別的な表現と感じるおそれのある言葉についても、あわせて使用しないよう、ご留意願います。



3. 「人権」とは？

(2) 人権に配慮した表現等

(2/4)

1 身体の特徴や症状を表わす言葉のなかで、言葉自体に差別的要素が含まれている用語

《例》×「決裁したけれど、**めくら判**だから…。」

×「〇〇さんは怪我をしていたようで、**びっこ**をひいていた。」

2 本来は差別的表現ではないとされる言葉であっても、差別語と受け止める人がいるおそれのある言葉

《例》×「片手落ち」 → 「不十分、不公平、気配りを欠く」など

×「手短かに」 → 「簡単に、簡潔に」など

3 「障がい者」の表記について

×「障がいを**もつ**人（方）」 → 「障がいの**ある**人（方）、障がい者」など

4 男女のいずれかに偏った表現等は使用しない

×「父兄」 → 「保護者、おうちの方」など

×「行政マン」 → 「市職員、行政職」など

×「サラリーマン」「OL」 → 「会社員」など

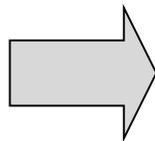
×「看護婦」 → 「看護師」など

3. 「人権」とは？

(2) 人権に配慮した表現等

(3/4)

使用するリーフレットやチラシ等のイラストについても、固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、配慮・工夫してください。



上司、リーダーがいつも男性

いろいろなところで、男性も女性も活躍しています。

3. 「人権」とは？

(2) 人権に配慮した表現等

(4/4)

普段、何気なく使っている、「手短か」など、本来は差別を目的とした言葉ではないとされていますが、特に、身体の一部や症状が入る言葉については、さまざまな視点に立ち、慎重な配慮が必要です。

「人権に配慮した表現等に関する留意事項について」は、人権男女共同平和課（人権担当）のライブラリや、「人権施策推進指針」（資料9，p68）に掲載しているので、是非ご一読ください。



4. さいごに

(1/2)

さまざまな困難を抱え、悩んでいる人は、相談するにも勇気が必要です。また、相談したあとに、心無い言葉で傷つけられたり、誹謗中傷等による二次被害は深刻な問題です。

もし相談を受けたら、あなたを信頼して相談されたのだと受け止め、プライバシーの侵害等がないよう、充分注意しましょう。

人は、一人ひとり違います。違いを認め合いながら、あらゆる人々が共に生きることができるよう、他者を思いやる心、人権尊重の意識（気づき）を一人ひとりが持ち続けることが大切です。



今年度もお忙しい中、人権eラーニング研修を受講いただき、ありがとうございました。

今後とも、人権に配慮した市民対応、各施策への取組をお願いいたします。

4. さいごに

(2/2)

お疲れ様でした！ 以上でeラーニングによる人権研修を終了します。



過去の人権eラーニングは人権男女共同平和課のライブラリに掲載しています！

「出典」

- ◆ 『人権の擁護』（法務省人権擁護局）
- ◆ 『あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（改訂版）』（公益財団法人 人権教育啓発センター）
- ◆ 「STAY AS YOU ARE！」リーフレット（神奈川県人権男女共同参画課）
- ◆ 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」リーフレット
- ◆ 『障がいのある人と人権』（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）
- ◆ 『障がいのある人の人権～パラリンピックへ向けて～』（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）